

第 1 章

計画の基本的事項

第 1 章では、計画策定の背景、計画の目的、
その他計画の基本となる事項を示します。

第1節 計画中間見直しの背景

1 これまでの経過

今日における環境問題は、ごみの増加、大気汚染や水質汚濁などの身近な公害問題だけに留まらず、地球温暖化のような地球規模のものまで多岐にわたるようになりました。中でも、地球温暖化による気候変動は、干ばつ、異常気象、海面水位の上昇、生物種の絶滅など、取り返しのつかない被害が危惧されています。

藤岡市（以下「本市」という。）では、こうした環境問題に対処するため、平成10年3月に「藤岡市環境基本条例」を制定するとともに、平成11年3月に「第1次藤岡市環境基本計画」、平成21年3月には「第2次藤岡市環境基本計画」を策定し、本市の環境保全施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

「第2次藤岡市環境基本計画」の計画期間が平成30年度で満了したこと、東日本大震災の発生による切迫したエネルギー事情や再生可能エネルギーへの方針転換、地球温暖化問題への更なる施策の展開、循環型社会の実現に向けた取り組みの強化など、社会情勢の変化を踏まえ、「第3次藤岡市環境基本計画（以下「本計画」という。）」を策定し、環境の保全と創造に関する更なる取り組みを推進してきました。

2 本市を取り巻く状況

平成27年には、「気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）」で、2020年以降の地球温暖化防止の新たな枠組みとなる「パリ協定」が採択されたほか、「国連持続可能な開発サミット」で、「持続可能な開発のための2030アジェンダ（行動計画）」が採択されるなど、地球温暖化をはじめとする環境問題に対する国際的な取り組みが加速化しています。

わが国においても、平成30年に持続可能な開発目標（SDGs）やパリ協定を踏まえた「第5次環境基本計画」を策定しました。また、令和3年に地球温暖化対策の推進に関する法律を改正し、2050年カーボンニュートラルの実現を目指すことを明記したことを踏まえ、「地球温暖化対策計画」を改訂しました。そのほか、平成30年に「循環型社会形成推進基本計画」、令和3年に「第6次エネルギー基本計画」が策定されるなど、環境に関するさまざまな取り組みを推進しています。

群馬県においても、令和3年に「群馬県環境基本計画」を策定したほか、自然災害による死者ゼロ等、地球規模の課題を解決し、災害に強く、持続可能な社会の構築及び県民の幸福度を向上させるために「ぐんま5つのゼロ宣言」を表明しました。

3 本市の状況

気候変動に対する環境保全の取り組みの加速化が求められる中、本市においても様々な施策を展開しています。

令和2年に「2050年ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、2050年までに市内全域における温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることを目標として掲げました。また、群馬県が表明した「ぐんま5つのゼロ宣言」の趣旨に賛同し、藤岡市における施策に特化した「ふじおか5つのゼロ宣言」を表明しました。

本市における環境施策の指針となるこれら宣言を踏まえて、温室効果ガス排出量ゼロに向けた施策を強化すべく、令和5年3月に藤岡市地球温暖化対策実行計画を一新し、市の事務事業だけでなく、市内全域における温室効果ガス排出量削減に向けた取り組みを対象とした「第4期藤岡市地球温暖化対策実行計画」を策定しました。また、ふじおか5つのゼロ宣言における施策を効果的に進めるため、目標毎の詳細な実現プランを策定するとともに、庁内委員会を立ち上げ、定期的な点検を行っており、今後も随時施策の追加、見直しを行います。

また、温室効果ガス排出量削減に向けて、再生可能エネルギーの利活用が強く求められています。本市は自然が豊富であり、全国的に見ても日照量に優れているなど、再生可能エネルギーのポテンシャルが高いまちです。これらを有効に活用し、自然と共生する社会を構築すべく、令和5年3月に「藤岡市地域再生可能エネルギー導入計画」を策定しました。

新たに策定された2つの計画と、未来を見据えた2つの宣言を環境分野における施策の主軸とし、整合性を取りつつ改訂を行ったものが、本計画となります。



「ふじおか 5つのゼロ宣言」 ～2050年に向けて～

2020.6.29

藤岡市は、市民の幸福度を向上させるため、群馬県と共に災害に強く、持続可能な社会の構築を目指します。

宣言1 自然災害による死者「ゼロ」

藤岡市の強靱化とともに、市民の防災意識を高め、自然災害による死者を「ゼロ」にする。

宣言2 温室効果ガス排出量「ゼロ」

日照時間の長さや豊富な水・森林資源など、本市の恵まれた再生可能エネルギー資源を最大限に活用して、温室効果ガスの排出量を実質「ゼロ」にする。

宣言3 災害時の停電「ゼロ」

エネルギーの自立・分散を進め、災害時における電力供給力を強化する。さらに、電力の地産地消により、地域内での資金循環を活性化させる。

宣言4 プラスチックごみ「ゼロ」

小売店や飲食店と連携を取りながら、環境中に排出されるプラスチックごみをなくす。

宣言5 食品ロス「ゼロ」

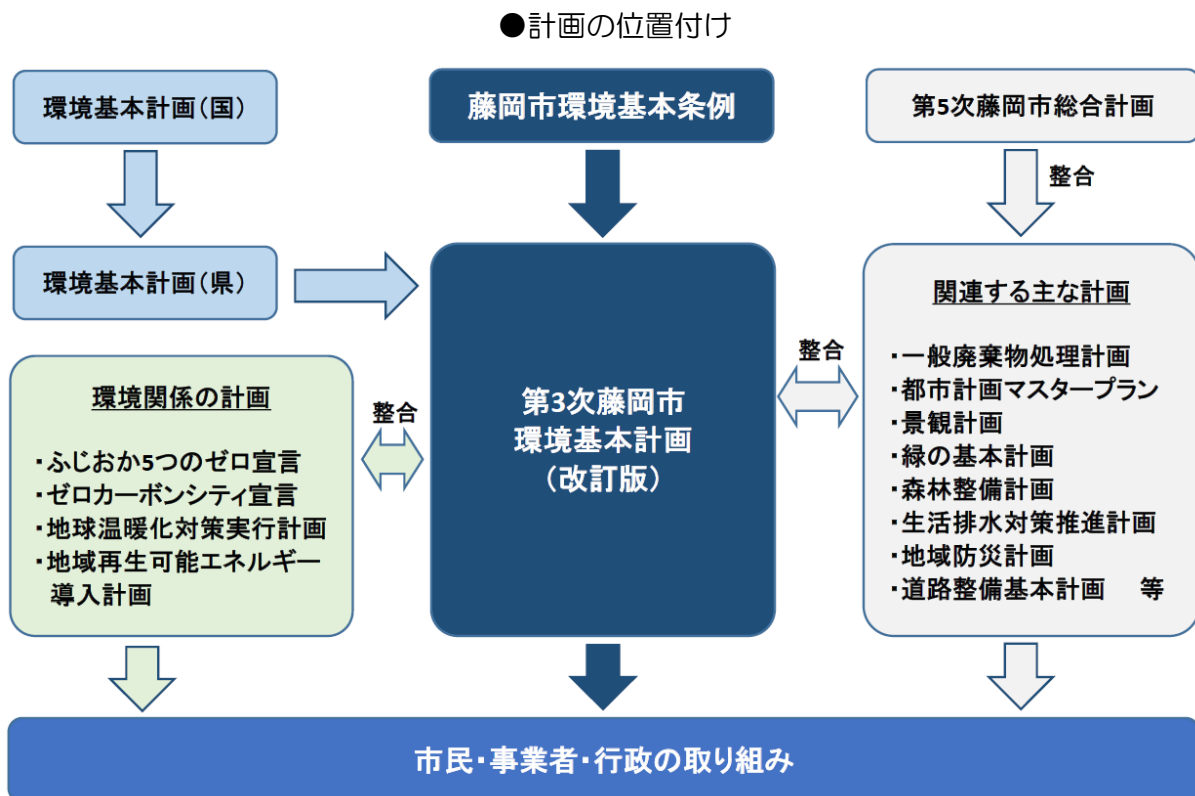
もったいない
「MOTTAINAI」の精神を大切にして、食品ロスが発生しないようにする。

第2節 計画の位置付け

本計画は、本市における環境の保全に関する目標及び施策の基本的な方向性を示すものであり、市民、事業者、行政が共通認識のもとで環境の保全に取り組むための指針となるものです。

また、「藤岡市環境基本条例」の基本理念と、本市の最上位計画である「第5次藤岡市総合計画」を環境面から具現化していくために定める計画であり、本市の環境関連計画における最も重要な計画として位置付けられます。

計画策定に当たっては、国や県の環境基本計画との関係性を考慮し、本市が策定する各種計画との整合性を図ります。また、策定時には「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第3項に基づく「藤岡市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を統合した計画として位置付けましたが、藤岡市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）と一本化し、新たに第4期藤岡市地球温暖化対策実行計画を策定したことに伴い、本計画から独立しました。なお、今後も市全体の温暖化対策については、継続して施策を展開していきます。



第3節 計画の推進主体

本計画の推進主体は、「藤岡市環境基本条例」第4条から第6条に基づき、市民、事業者、行政とし、それぞれの役割に応じて環境に配慮した行動を協力・協働で実践していきます。

●計画の推進主体

行政

- ◆ 施策の実施に当たっては、環境の保全及び創造を基本的かつ総合的に推進する。
- ◆ 市民及び事業者が環境への理解を深め、かつ、意欲を高めるため必要な措置を講じる。

協力・協働で環境に配慮した 行動を実践

市民

- ◆ 日常生活において環境への負荷の低減に自ら努める。
- ◆ 良好な環境の保全及び創造に自ら努め、市の実施する施策に積極的に協力する。

事業者

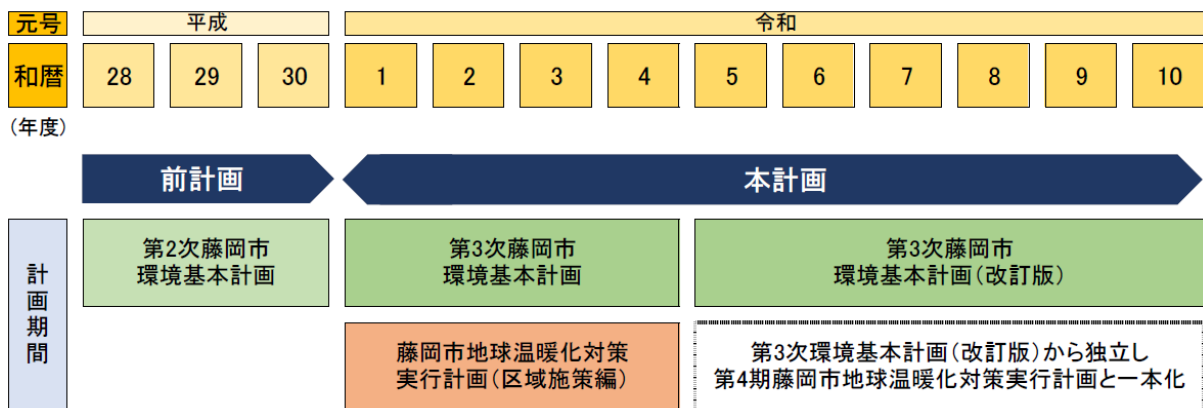
- ◆ 法令を遵守するとともに、その事業活動によって生じる環境への負荷を低減するため、自己の責任において、必要な措置を講じる。
- ◆ 市の実施する施策に積極的に協力する。

第4節 計画の期間

本計画は、「第5次藤岡市総合計画」との整合を図り、令和10年度を最終年度とし、令和元年度からの10年間を計画期間とし、5年毎に計画の見直しを行うこととしていましたが、近年の環境情勢に関する変化の大きさを踏まえて、1年前倒しして見直しを行いました。また、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第3項に基づき、本市の「藤岡市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」も本計画に抱合して策定しましたが、「藤岡市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」と一本化した「第4期藤岡市地球温暖化対策実行計画」策定に伴い、本計画から独立しました。

なお、環境を取り巻く状況の変化等を踏まえ、今後も必要に応じ計画の見直しを行うこととします。

●計画の期間



ふじの咲く丘

第5節 計画の対象

本計画では、身近な環境問題から地球温暖化等の地球規模の環境問題までを総合的に捉えていくものとします。

本計画の対象分野は、①脱炭素社会の実現、②循環型社会の構築、③自然と共生する社会、④安全・安心な社会、⑤環境保全の学習と活動の5分野とします。また、対象とする地域は藤岡市全域とし、広域的な対応が必要なものについては、国や県、他の地方自治体等と協力しながら課題の解決に取り組むものとします。

●計画の範囲

| 対象分野 | 対 象 |
|------------|---|
| 脱炭素社会の実現 | ・ 温室効果ガス排出量の削減 ・ 再生可能エネルギーの導入の推進 など |
| 循環型社会の構築 | ・ ごみの減量とリサイクルの推進 など |
| 自然と共生する社会 | ・ 清らかな水の保全 ・ 豊かな自然と生態系の保全 など |
| 安全・安心な社会 | ・ 快適で安らげる生活環境の確保 ・ 安心・良好な街並み など |
| 環境保全の学習と活動 | ・ 環境教育・環境学習の推進 ・ 環境保全活動の推進 など |

●計画の対象

第3次藤岡市環境基本計画（改訂版）

行政

市民

事業者

藤岡市

第6節 計画の進行管理

本計画の実効性を確保していくためには、計画の適切な進行管理を行う必要があり、進捗状況や成果を点検・評価し、さらにそれを次の取り組みに反映させる仕組みが重要です。

そこで、本計画の進行管理は、環境マネジメントシステムの考え方にに基づき、『計画：Plan』、『実行：Do』、『点検・評価：Check』、『見直し：Action』という手順によるPDCAサイクルを用い、これらを繰り返し行っていくことで計画の進捗状況を把握し、課題を解決しながら継続的な改善を図ります。

このサイクルは、1年を基本単位として実施しますが、点検・評価の結果や社会情勢の変化、本市の環境に大きな変化が生じた場合等には、関係機関と協議の上、計画全体の見直しも行います。

